

## 安保法制成立後 自衛隊の装備強化の違憲性が明らかに — 一次回、証人尋問の日程を決定！ —

9月3日の第14回口頭弁論が開かれました。新型コロナが蔓延する中、たくさんの方が裁判所に足を運んでいただき、傍聴席をいっぱいにすることができました。

裁判では、伊藤弁護士から、安保法制成立後の自衛隊の装備面の変化の実態を丁寧に検証し、武力の行使に至り戦争へとつながる危険性を指摘されました。安倍元首相の退任の際に、「敵基地攻撃能力の保有」を言及しましたが、すでに装備面では保有していると言っても過言ではありません。防衛省は2022年度予算の概算要求で過去最大の防衛予算を計上し、軍拡の勢いが止まりません。

原告の意見陳述では、反原発をライフワークとして取り組んできた安楽知子さんが、戦争になれば原発が攻撃される危険性を陳述されました。

10月11日の進行協議で、11月17日の次回期日に、懸案の西谷和文さんのDVD「戦場から見た憲法9条」の上映が決定しました。また、1日半の証人尋問も決まりました。次回期日で、日程は明らかになります。皆さんの、証人尋問実現要請のハガキの取組みなどのご協力のおかげで証人尋問が実現しました。裁判勝利まで頑張りましょう！

尚、今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどもご参照ください。よろしくお願いたします。



9月3日裁判所前の様子

待機企画  
あります

**11月17日(水)**  
**第15回 口頭弁論**

10:00 集合 名古屋地裁南側  
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷  
12:00 報告集会 桜華会館 富士桜の間

**11月1日(月)**

**第10回 裁判前学習会**  
**「安保法制成立後の自衛隊の  
装備強化の実態」**  
**伊藤朋紀弁護士**

18:30~20:30 参加費500円  
イーブルなごや 視聴覚室

### 販売のお知らせ

西谷文和氏(ジャーナリスト)作成。

DVD「戦場から見た憲法9条」(1枚500円)

裁判前学習会・次回裁判の時に販売します。

## 弁護団意見陳述の狙い



### 自衛隊の装備強化は憲法9条違反

伊藤朋紀弁護士(第24準備書面)

**1** 準備書面(24)では、安保法制法が施行されて以降、自衛隊の装備の保有、整備及び導入等が劇的かつ継続的に推し進められていることが、憲法9条1項に反して武力の行使に至り戦争へとつながる危険性を著しく高めるものであるほか、憲法9条2項に反して自衛隊において「戦力」を保持していることになることを、客観的な事実を中心として主張致しました(立憲主義違反)。

また、このような自衛隊の装備の強化が、国会での議論を通じてではなく、国家安全保障会議決定・閣議決定の形式による平成30年大綱、及びこれに基づく平成30年中期防等を通じて一方的に進められていることにより、民意を十分に反映しないままに、自衛隊の軍隊への変質、日本の軍事国家への変質が急速に進められていることも指摘致しました(民主主義違反)。

**2** 平成30年大綱及び平成30年中期防を踏まえて決定された2021年度当初予算案の防衛関係費は、前年比1.1%増の5兆3422億円に上りました。防衛関係費は、2012年度に約4兆7100億円が計上されて以降、現在に至るまで一貫して増加しており、安保法制法が制定された2015年度に過去最大の約4兆9800億円が計上されて以降は、7年連続で過去最大を更新しています。

このように、防衛関係費が拡大の一途を辿っていることは、安保法制法に基づき自衛隊による集団的自衛権の行使が「合法化」されたことを前提として、自衛隊の装備の強化が飛躍的に進められていることによるものであることは明らかです。

**3** 自衛隊の装備に関して、より具体的には、①護衛艦「いずも」の攻撃型空母への変質、②相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイルの整備等による、スタンド・オフ・防衛能力の強化、③短距離離陸・垂直着陸機能を有し、かつ長距離巡航ミサイルを搭載可能なF35Bの追加購入等、航空自衛隊の装備、敵基地攻撃能力の強化、④イージス・アショアに替わるものとして、共同交戦能力(CEC)を搭載するイージス艦及びE2C早期警戒機の導入などにより、種々の強化、自衛隊と米軍の情報共有化・装備の共通化・軍隊としての一体化・統合化が推し進められております。

このような自衛隊が、「自衛のための必要最小限度の実力を保持するもの」に止まるとは到底いえないものです。

**4** 従前の政府解釈においてすら、自衛隊は、日本を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、憲法9条2項の「戦力」にあたらぬものとされてきました。

しかしながら、上記のとおり、現在の自衛隊は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母等、性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器とも評価できる装備を備えており、従前の政府解釈からすれば、憲法9条2項に違反することは明らかです。

この点につき、是非とも裁判所には、合憲性(憲法9条1項、同条2項違反の有無)を審査していただきたいし、裁判所は審査しなければならないものと考えております。

# 原告意見陳述に臨む

## 安保法制により原発の危険性が増大

原告 安楽知子さん



6年前の暴力的な強行採決を目撃した者として、この訴訟の原告になることに全く躊躇はありませんでしたが、改めて意見陳述書の提出を求められると、何を書いていいのか大変悩みました。自衛隊イラク派遣違憲訴訟では、「強いられたくない加害者としての立場を」がスローガンでしたが、安保法制は、もはや精神的苦痛に留まらず、自分自身が現実の被害者になりうる法案です。しかしその被害は、法律制定後まだ実際には自分に起きてはいません。それでもなんとか自分が関わってきた原発の問題に引き寄せて、1枚に収まる範囲で自分の主張を書いたものの、最初の原稿は観念的になり

すぎ、もっと自分自身の生活や体験に基づく記述を、との指摘を受けて書き直すことになりました。

指摘は理解できたけれど、これといった決定的な体験も経歴も自分にはないため、新たに意味づけした自分の過去の説明と、最も主張したいことを筋道つけて書くのには苦勞しました。

実は一人で15分も貴重な陳述時間を頂きながら、言いたかったことが全部言えたわけではありません。例えば、原発への報復攻撃の可能性だけでなく、ロベルト・ユンクの「原子力帝国」が描いたような管理・監視社会が、戦時を想定する法整備とともに現実になっていること、原発数百基分の放射性物質を溜め込んだ六ヶ所村の核燃施設の30km圏に航空自衛隊と米軍が共同使用する三沢基地があり、墜落事故などが起きるたびに肝を冷やしていることなどまだまだ訴えたいことは多々あります。陳述の機会はないのですが、いずれにしても裁判所には、原発と戦争への危機感を持ってもらいたいと思います。

# 報告集会



裁判の後、弁護士会館で報告集会が行われました。会場はコロナ対策のため人数制限がなされ、用意された椅子はほぼ満席でした。みなさまの理解と協力に感謝します。

はじめに松本篤周弁護士より、次回11月17日で主張を終えること、その後、これまで申請してきた3人の証人尋問に加え、新たに西谷文和さんを申請し、4人の証人尋問をめざすことなどが報告されました。

### 安楽知子さん

この裁判の提訴の後、老朽原発訴訟もあり、生活が激変してしまいました。私の軸足は原発裁判のほうにあり、安保法制の裁判にはなかなか来ることができなかった。

柄多弁護士の助言を得ながら陳述書を書き、陳述できたことを感謝している。原告の益川さんがお亡くなりになり、とてもかなわないが、今日はその代わりと思い、原発の危険性が安保法制により増大したことを主張した。

### 柄多貞介弁護士

アフガニスタン戦争が終わろうとしているが、この戦争はベトナム戦争と同じである。武力で平和をつくることはできないことをもう一度学び直さねばならない。アメリカの戦争に巻き込まれ、原発が攻撃されたならば私たちは国土を失う。安楽さんが主張されたとおりである。

### 平井宏和弁護士

安楽さんとは芦浜原発をいっしょに戦った。この裁判でも、もう一度勝利したい。

### 金井英人弁護士

この裁判が始まってすでに3年が経過しました。今日も多くみなさんに裁判が始まる1時間も前から集まっていたいただき、頭が下がります。

裁判の裏話を1つお話します。編集したDVDについて、裁判所から週に1回のペースで電話がかかってきました。どこをどう編集したかと聞いてくるのです。

その一方で、どこがどう編集されているかは、彼らのほうがよく知っていて、あなたDVDを見ていないでしょう、などと言われました。

DVDの編集は本質ではありません。私たちは上映を求めていきます。



安政法制が強行採決されてから6年、私達の安全は本当に保証されているのでしょうか。新型コロナウイルス感染爆発、医療崩壊はすすむばかりです。政府は「第二の零戦」などといって新型戦闘機の開発に1兆4000億円も計上していますが、いまだに国産ワクチンも特効薬も完成していません。洪水や土石流など、異常気象による自然災害も猛威をふるっています。一方、ありもしない中国や朝鮮の脅威を叫んで、日米同盟の強化や集団的自衛権の行使のため軍事費は史上最高額になりました。しかし、私達の生活や命に関わる本当の安全保障はあまりにもお粗末です。

原告 寺田誠知さん

防衛省、そして内閣の“変質”による軍備の増強と軍事費の増大が、伊藤朋紀弁護士から違憲として語られたことは、とても良かったです。

米軍の第2軍に入り、武装強化の現実が本当に腹立たしいです。南西諸島で自衛隊配備反対をしている市民の皆さんに申し訳なく感じます。また基地建設で豊かな自然が壊されています。裁判官は目と心を開くようにと強く思います。

安楽知子さんの意見陳述は、東京から名古屋へ、そして今もがんばっておられる姿に感心し、感謝しながら聞き入っていました。

原告 杉本皓子さん

## クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？



中谷雄二弁護士

# 安保訴訟に臨む思い

### プロフィール

1955年京都府生まれ。1984年四日市で弁護士登録。中電人権裁判、国労・全動労事件など労働事件が弁護士活動の中心。湾岸戦争の戦費負担違憲訴訟、イラク自衛隊派遣差止訴訟。名古屋三菱朝鮮勤労挺身隊事件、障害者の権利関係事件の代理人。秘密保護法対策弁護団共同代表。憲法をくらしと政治にいかす改憲No！あいち総がかり行動共同代表。

1 1984年に弁護士になって以来、労働事件、障害者の人権問題、戦後補償、平和問題をめぐる事件にずっと関わってきた。いずれも理不尽に人権が侵害され、金力や権力によって人が人として扱われないことを許さないという思いで弁護士活動に携わってきた。平和訴訟は、湾岸戦争が始まりイラクを空爆する場面がテレビで、まるでゲームを見ているように放映された時、こんな非対称な戦争に日本が加担することを許してはならないと感じ、関わるようになった。その後、掃海艇派遣違憲訴訟、カンボジアPKO違憲訴訟、イラク自衛隊派遣違憲訴訟、安政法制違憲訴訟と日本政府が憲法

9条に違反する行為や立法を行う度に裁判の代理人となってきた。安政法制は、それらの事件と比較しても、集団的自衛権を行使する法制であり違憲立法であることが明白である。これを許してはならない。

2 この間、日本の国内法制や政府の政策は日本が戦争をする国を前提とした法整備が行われてきた。戦争に反対する者を敵視し監視する法制をつくり、国民には何も知らせようとしない。近代立憲主義国家が前提としている内心に国は介入しないということすら否定し、政府の方針に逆らう者を「反日」と呼び敵視する勢力を手先として、弾圧を繰り返してきた。もう後はない。ここで違憲立法審査権を行使しなければ日本国憲法の違憲立法審査権は絵に描いた餅である。後の世代に現在のような酷い日本社会を残さないために、明白な違憲立法を許さないために、違憲判決を勝ち取るよう微力を尽くすつもりである。

# 安保法制違憲訴訟の全国状況

弁護士事務所局長 松本篤周弁護士

## 全国の状況

現在全国の原告総数は7704名、提訴済計22地域25裁判(東京で3つ、福岡で2つの裁判)が進行中です。これまでに15の地方裁判所で敗訴判決がだされ、すべて控訴しています。高裁レベルでは、大阪高裁と福岡高裁那覇支部の二つで敗訴し、上告せず確定しました。これは最高裁のお墨付きを与えられることを避けるためです。残る13の高裁で審理中、年内の京都と広島の高裁判決の予定で、岡山と神奈川で結審し来年早々にも判決の予定です。各地の判決は、憲法81条が違憲判断について抽象的審査制を採用せず、具体的な司法作用の中でのみ、司法判断をする制度であることを盾に取り、「立法行為等の違憲性を認識したこと自体による精神的苦痛は、付随的違憲審査制を採用したことに伴う内在的制約として、国賠法上保護された権利または法的利益に当たるといふことはでき」ない(21年7月5日長崎地裁判決)などとして、違憲判断を回避する判決ばかりです。

## 愛知の状況

愛知の訴訟は、提訴以来3年間で14回の弁論が行われ、24本の準備書面を提出、安保法制の違憲性について、その後の運用の実態も含めて違憲性を余すところなく明らかにしてきました。毎回原告本人の意見陳述を行い、27名に及びます。しかし被告側は、一切答弁せず、違憲主張に対する答弁を徹底的に避け「安保法制が実施される差し迫った状況になく、原告らの訴えは抽象的で保護される利益はない」として逃げ回っています。原告側は7月に3名の証人(平和委員会の布施祐仁さん、参議院議員の小西洋之さん、名古屋学院大学の飯島滋明さん)、9月に1名(フリージャーナリストの西谷文和さん)を申請し、13名の原告の尋問申請を行い、今後は裁判所に証人尋問の採用を迫って

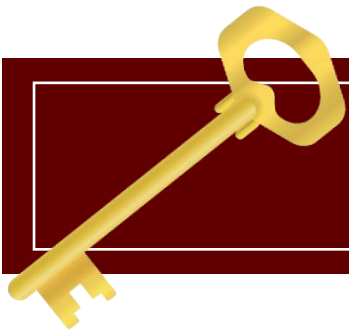
いく闘いになります。

先行する裁判では、残念な判決が続いています。10年余り前の自衛隊イラク派遣訴訟のときには、結論は敗訴でも、理由の中で平和的生存権をみとめるような判決もいくつかありましたが、安保法制訴訟の判決では、そのような判決は一切無く、最高裁の締め付けと、付度裁判官一色の体制が、一層固められている現状が浮き彫りになっています。しかし、課題は、世論の喚起です。裁判の取り組みと共に、運動を広げ、そして何よりも目の前の総選挙で、安保法制廃止を実現する新しい政権を作るために、お互いに頑張りましょう。

## 全国の提訴・裁判の状況 (2021年9月2日現在)

高裁	裁判の内容	次回期日
東京	第2民事部(東京国賠)	10月1日 10:30 *第4回弁論更新 12月10日 11:00 *第5回証人尋問
	第10民事部(東京差止)	9月10日 15:00 *第2回 11月30日 14:00 *第3回
	第4民事部(群馬)	10月26日 15:00 *第2回
	第19民事部(埼玉)	*第1回未定
	第21民事部(山梨)	11月5日 11:00 *第1回
	第4民事部(長野)	*第1回未定
札幌	第2民事部(釧路)	10月13日 14:30 *第1回
大阪(京都)		*第1回未定
広島(山口)		*第1回未定
福岡	第4民事部(福岡差止)	*第1回未定
	(長崎)	*第1回未定
	宮崎支部(宮崎)	*第1回未定

地裁	裁判の内容	次回期日
福島(いわき)	国賠	11月10日 13:30 12月2日 10:00 *原告尋問
神奈川(横浜)	差止・国賠	12月9日 15:00 結審
東京	女の会 国賠	次回期日未定 *忌避申立てに関し、8/18最高裁への上告却下通知受領
愛知(名古屋)	国賠	11月17日 11:00
岡山	国賠	11月10日 11:00 結審
広島	差止・国賠	12月8日 13:15 判決
高知(差戻し)	国賠	10月8日 13:30 *第3回
福岡	国賠	12月14日 10:00 結審
大分	国賠	9月30日 10:00 *証人尋問・原告尋問
鹿児島	国賠	10月5日 13:15 *証人尋問・原告尋問



# 安保訴訟の現状と打開の鍵

中谷雄二弁護士

**1** 各地で敗訴判決が相次いでいる。いずれも判で押しのように、平和的生存権の権利性を否定し、間接民主制と受忍論を理由にして敗訴判決を書いている。私は、湾岸戦争での戦費負担違憲訴訟以来、裁判所で憲法9条違反を訴えてきた。多くの各地の判決を見てきたが、現在の判決は、極めて低レベルである。特にイラク訴訟では名古屋高裁判決だけではなく、各地の担当裁判官が、憲法9条が踏みにじられる日本の現状に対して、危機感を抱き、様々な判決を書いた。違憲判決は、名古屋高裁判決だけだったものの、平和的生存権侵害の具体的な例示を加えた岡山地裁判決、一般論とは言え平和的生存権に具体的権利性が認められる場合を認めた名古屋地裁田近判決、生命権に基づき平和的生存権の権利性が認められる場合があるとした京都事件の大阪高裁判決など、憲法9条に違反する政府の行為が行われたことを受け、違憲立法審査権を有する裁判官として、どう受け止めるかを悩み、自分なりの考えを判決理由中で表現していた。

その時に比較して、事態は一層、深刻となり、一見明白に憲法9条違反である安保法制が制定されたのに、各地の判決には、その危機感は見られない。湾岸戦争以来、各地の裁判所で繰り返されてきた敗訴判決と同工異曲である。分析は、様々な観点から可能だが、私は、裁判官が現在の日本が置かれている危険性を十分に認識していないことに原因があると思っている。敗訴判決を受け、全国的に敗訴判決理由の克服を目指すことに、訴訟の重点が置かれているように思う。

**2** しかし、私は、提訴時の原点に戻るのが大事だと考えている。提訴の目的は、安保法制が憲法違反だと裁判所に判断させることである。主文で損害賠償を獲得することではない。目的は違憲判決にある。平和的生存権侵害が否定されようと人格権侵害が否定されようと、安

保法制は違憲だと判決理由中で判断されれば、提訴の目的は達する。勿論、主文での勝訴を否定するものではないし、そのための努力を否定するものでもない。しかし、違憲判決が訴訟の主目的であることを確認すれば、青山弁護士が準備書面で書いたように、仮に権利侵害がなく、主文は敗訴になっても、違憲判断を書くことは可能だし、理論上は違憲判断をすべき義務があるのだから、後は裁判官に違憲判断を書く気にさせれば良いのである。そのことに私たちの精力の大半を注ぐべきである。

名古屋訴訟では、この間、安保法制法がこの国の立憲主義を無視して民主的手続きにも反して、アメリカとのガイドラインという政府間約束によって制定され、アメリカに軍事的に従属してきた。その先にあるのは、世界中にアメリカの先兵として自衛隊が派遣され、派遣先の国の民間人を大量に殺戮し、自衛隊員も殺される事態である。戦争をすることが当たり前の社会は、暴力的な社会となり、日本社会が大きく変質していく。装備は自衛衛のためではなく海外での武力行使目的のものにすでに変わっている。戦争を前提にした共同訓練も米国だけでなく、英、仏、加、豪、印などの諸国と行っている。それを次回の裁判では明確にする。

そして、口実とされる中国や北朝鮮脅威論は、戦争中毒国家アメリカによる挑発と威嚇によって作り上げられたもので、軍事力による対抗関係のみで物を見なければ、緊張の緩和が可能である。日本は米国と一緒に一層の軍事的緊張を高める政策ばかり取っている。その行き着く先が、安保法制である。ここで歯止めを掛けなければ、日本は戦後初めて武器をもって参戦し、他国の民間人を殺し、自らも殺されるだろう。その事態の切迫性と危険性を自覚させ、違憲判決を出さなければならぬと考えさせることが重要である。そのために何をどう主張し、立証するのが今の課題である。



## 第9回裁判前学習会

# アフガニスタン戦争とはなんだったか？

# 安保法制法の制定により国民はどのような影響を被るか？

第9回裁判前学習会では、「防衛フェリー、よみがえる徴用の記憶と現実」が上映されました。上映の後、中谷雄二弁護士による講演がありました。



## I. アフガニスタン戦争は大失敗であった

米国がアフガニスタンからの撤退を決め、治安が悪化するなか、日本政府は国会を開くことなく自衛隊機の派遣を決めた。危険なアフガニスタンへ自衛隊を派遣する法的根拠はない。

国連憲章51条は先制自衛を認めていない。ところが9.11以降、こうした国際法がすべて書き直されたような状況にある。米国はブレーキを失ったかのように世界中で勝手な軍事行動を行い、自衛隊は米軍の一部として海外の治安維持活動に使われる。

アフガニスタンでは近代兵器を駆使しても平和を構築することはできなかった。「武力で平和は築けない」とい

うことが証明されたのである。

## II. 影響は私たちの生活のあらゆる個所におよぶ

何も国民に知らされることなく、事態は大きく悪化している。南スーダンでは死者が出たという情報もある。湾岸戦争では、民間船が戦場に行かされた。憲法違反にもかかわらず、国会で解明することなく、政治家は国民が良い経験をしたと語っている。

この感覚は他の同種訴訟で敗訴判決を下した裁判官の感覚と同じである。原告らの思いは憲法違反行為を涙ながらに語る船長と同じである。

仙台の情報保全隊事件で、国は「反自衛隊活動をする人間は、自衛隊員に対し情報を漏らせと働きかける可能性がある。自衛隊周辺でデモ等の抗議行動をする人間は、自衛隊基地を襲撃するおそれがあるから監視し、情報を収集する必要がある」と裁判上の書面で回答してきた。

重要土地規制法など法律が強化されることにより市民は厳重に監視され、プライバシーを暴かれることになる。



## 安保法制違憲訴訟全国原告連絡会 オンラインイベントのご案内

全国22の裁判所で原告約7700で安保法制違憲訴訟の裁判は提訴されましたが、全国の原告の交流はほとんどありませんでした。東京の事務局が中心になり、情報共有や学習会を企画し、全国の原告が繋がろうという動きを作ってきました。当初は、意見交換が主でしたが、最近では、学習会や各地の裁判報告を行っています。7月29日には、愛知の訴訟でも証人尋問の申請をしている小西洋之参議院議員が、「昭和47年政府見解の『外国の武力攻撃』の曲解による論理の捏造」という演題で安保法制の国会審議の問題点の報告がありました。また、東京の国賠訴訟の杉浦弁護士から東京国賠控訴審第3回期日の意見陳述の再現がありました。

8月、9月は、各地の裁判の現状報告で、東京、釧路、山梨、宮崎、大阪、群馬、埼玉の原告・弁護士からの報告がありました。一審判決が出て控訴審に取り組むところや、大阪のように控訴審で敗訴の判決が出ていて上

告はせず、原告団も解散をしているところもありますが、各地に原告の裁判に向き合う積極的な姿勢や判決の問題点など有意義な学習の機会になっています。

この企画は毎月29日（安保法制が施行されたのが3月29日あったことから）の午後7時からオンラインで開催しています。

**次回 10月29日(金)**

安保法制違憲訴訟の会あいちのメーリングリストにてご案内します。メーリングリストに未登録の方は、ぜひ登録をしてご視聴ください。

### メーリングリストのお申込み方法

お名前とメールアドレスをご記入の上、下記メールまでお申し込みください。

[w.soshou.aichi@gmail.com](mailto:w.soshou.aichi@gmail.com)



## 賛同署名のお願い

全国、22の裁判所で起こされている、安保法制違憲訴訟の弁護士のグループである、「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」が、「裁判官の独立と安保法制違憲判決を求める緊急要請」への賛同署名運動を始めました。

各地の裁判では、安保法制は憲法違反であり、平和的生存権などを侵害しているとして、法律の専門家の証言などで安保法制の違憲性と、安保法制による戦争の危険性、原告の精神的被害の深刻さを訴えてきました。しかし、各地の地裁、高裁で出された判決は、いずれも原告の主張に正面から向き合わず、コピーのような判断を繰り返しています。このような状況で、三権分立のもとで司法の独立を活かし、憲法の番人として個人の尊厳と人権を守り、政府や国会の過ちを正すため、裁判官が憲法76条3項に保障されているように法と良心に従って判断を下し、安保法制は憲法に違反するという判決を出すように求める署名です。

(締め切り 2022年6月末)

ネット署名と紙の署名用紙はこちら

<https://anpoiken.jp/signature/>



紙の署名は、安保法制違憲訴訟あいちまで送付してください。

## 編集室からひとこと

安倍元首相は、五輪に反対する人びとを「反日」と呼びました。政府に反対するものを「反日」と呼ぶことは、戦前、戦争に反対するものを「非国民」と呼び、切り捨てたことと同じ手法です。

この3年間、法廷において国は私達を相手にせず、議論や対話はほとんどありませんでした。それは安倍・菅政権の歳月が人々の暮らしを顧みず、国会を軽視し、反対するものを切り捨ててきたことと重なるものです。

戦争への道はさまざまですが、平和への道はただ一つ、寛容と対話であると知るべきです



## 重要 未提出の方へ 原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第14次締め切り日:2021年11月24日(水)

## 会費とカンパのお願い

2021年会費の納入をお願いします。みなさま、これから証人尋問などで費用が掛かります。一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行  
振込先 加入者名: 安保訴訟あいち  
郵便振替口座: 00850-2-217427  
☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、  
サポーターは継続して募集しております。

## 会計報告

2021年8月～9月

21年7月度繰越金	694,409円
入金部	261,600円
原告年会費	60,000円 (19名分)
サポーター年会費	20,000円 (10名分)
参加費	16,000円
カンパ	147,000円(8名分)
雑収入	18,600円 (DVD売り上げ、ピワ差し入れ売り上げ)
出金部	105,914円
事務印刷費	9,204円 (案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)
事業費 1	9,000円 (公判前集会の会場費・備品代、講師謝礼など)
事業費 2	56,410円 (会報・要請はがき等、DVD費・事業者印刷費など)
郵便通信費	31,100円 (郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)
弁護士経費	0円 (コピー代、会議費用実費のみで、弁護士費用としては支払っていません)
雑費	200円
残高	850,095円



## 安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

☎ 080-4521-5252

🌐 <https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

✉ [w.soshou.aichi@gmail.com](mailto:w.soshou.aichi@gmail.com)

📘 <https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>